

優良防犯電話購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安来市防犯協会が特殊詐欺の被害防止に有効な、迷惑電話防止機能付き電話機（以下「優良防犯電話」という。）の普及促進のため、優良防犯電話の購入に際しての助成について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特殊詐欺

被害者に電話をかけるなどして、対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込み、その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカードなど窃取する窃盗を含む）の総称をいう。

(2) 優良防犯電話

特殊詐欺の被害を防止するため、次に掲げるいずれかの機能を有する機器をいう。

ア 電話を受信した際、会話の内容を録音する旨の音声案内が流れ、会話の内容を自動で録音することができる機能を備えた固定電話機

イ 特定の電話からの着信を自動的に判別し、かつ、特定の電話の着信を通知し、又は自動的に着信を切断する機能を備えた固定電話機

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる対象は、次に掲げる者とする。
ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた世帯に属する者を除く。

(1) 安来市に居住する65歳以上の者（令和8年3月31日までに満65歳以上となる者を含む又はその者と同居する世帯の者）

(2) 前各号に掲げる者のほか、安来市防犯協会会長（以下「会長」という。）が必要と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は（以下「補助対象経費」という。）は、優良防犯電話の購入費用であり、第1項第1号から第3号までに掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録に記載のある新品の電話機等（固定電話機又はファックスを対象とし、購入時又は交付申請時において、推奨品目に記載のあるものに限る。）であること。
- (2) 令和7年9月1日以降に購入した電話機等であること。
- (3) 原則として、安来市に所在する店舗又は事業所で購入した電話機等であること。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む）に2分の1を乗じた金額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額）と5,000円のいずれか少ない金額とする。

- 2 ポイント、クーポン等を使用し、割引きを受けて購入した場合は、割引いた後の額を購入金額として算定する。
- 3 補助金の交付対象は1世帯につき、1回限りとする。

（助成期間）

第6条 令和7年9月1日から令和8年2月27日までの間とし、期間中に事業予算が上限に達した場合は、助成期間中であっても事業を終了する。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、優良防犯電話の設置後3か月以内に優良防犯電話購入補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書その他支払いを証明する書類の写し
 - (2) 設置した電話機等の機能が明記された保証書、取扱説明書の写し
 - (3) 申請者及び対象者の身分が明らかになる証明書の写し
 - (4) その他会長が必要と認める書類
- 2 交付申請を代理人に委任する場合（申請者と助成対象者が別世帯の場合等）は、優良防犯電話購入費補助金交付申請書委任欄に必要事項を記入の上、会長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 会長は、前条の交付申請を受理したときは、補助対象者の住所地において優良防犯電話が作動していることを確認した上で、その内容を審査し、適当と認めたときは、優良防犯電話購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に交付することにより、通知するものとする。

- 2 前項の規定により決定した補助金は、会長が補助金交付を決定後、速やかに交付するものとし、補助金交付時に申請者より受領書（様式第3号）を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けて設置した優良防犯電話は、設置完了日から2年間は、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、会長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(調査)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付を受けて設置した電話機等の設置状況に関する調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前条の規定による財産の処分等やむを得ない場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 第9条の規定に違反したとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 会長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(事務局)

第13条 本要綱に係る事務を処理するため、安来市防犯協会に事務局を置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。